徴収票が交付され ました

# 老齢給付の受給者に送付

せん)。 害年金・遺族年金は課税されま され、所得税が課せられます(障 は、所得税法で「雑所得」とみな の公的年金の老齢・退職年金 国民年金、厚生年金保険など

得税が老齢年金などから源泉徴 月31日までに交付します。 票」を作成し、その年の翌年1 全員に「公的年金等の源泉徴収 老齢年金などを受けている方々 収されたか否かにかかわらず、 生労働省・各共済組合)は、所 公的年金などの支払い者(厚 このため、厚生労働省から委

> ています。 成25年1月上旬から順次送付し 年1月31日までに届くよう、平 の源泉徴収票を作成し、平成25 る年金受給者の方に平成24年分 年金、厚生年金保険の対象とな 託された日本年金機構は、 国民

除内容となっています。 険料)、源泉徴収税額および控 保険料および後期高齢者医療保 の金額(介護保険料、国民健康 われた年金の総額、社会保険料 事項は、その年の1年間に支払 源泉徴収票に記載されている

ません。 いては、 が158万円に満たない方につ 額が108万円に満たない方 なお65歳未満で年金の支払い 65歳以上で年金の支払い額 所得税が源泉徴収され

### 確定申告の際に必要

る方や、年金以外に給与などの 扶養親族等申告書を提出してい 2つ以上の年金の支払い者に

> 得控除の合計額を超える方など ください。 なりますので、大切に保管して 徴収票が添付書類として必要と などの雑所得の合計額が各種所 所得がある方、または公的年金 ています。その際に、この源泉 確定申告を行うことになっ

収されていない介護保険料など 分を精算することになります。 定申告を行い、所得税の過不足 の社会保険料がある場合は、確 なお老齢年金などから特別徴

#### 紛失したときなどは 源泉徴収票を

泉徴収票の再交付の受け付けを 相談も受け付けています)。 行っています(そのほかの年金 のねんきんダイヤルにおいて源 未着の場合には、日本年金機構 源泉徴収票を紛失した場合や

(ねんきんダイヤル)

**3**0570 - 05 - 1165

**2**03 - 6700 - 1165 (一P電話・PHSでは)

#### ■受付時間

## ▽月曜日から金曜日まで

明けの初日 月曜日が休日の場合は、休日 分まで(月曜日は午後7時まで。 午前8時30分から午後5時15

#### ▽第2土曜日

※日曜日と第2土曜日を除く土 ません。 曜日、祝日はご利用いただけ 午前9時30分から午後4時まで

せなどの際は、 受け付けています。お問い合わ 相談については、年金事務所で 付の受け付け、そのほかの年金 意ください。 来訪による源泉徴収票の再交 年金証書をご用

### **2**024 - 932 - 3434 **圓**郡山年金事務所

**固**町民生活課